

『資本論』第1巻第24章第3節

「15世紀末以後の被収奪者にたいする血の立法 労賃引き下げのための諸法律」

2014年10月23日

柴崎慎也

■S.761-765 血の立法

○S.761-762 浮浪にたいする血の立法

- ・「無保護なプロレタリアートは、それが生み出されたのと同じ速さでは、新たに起きてくるマニフアクチュアによって吸収されることができなかった」
「彼らは群をなして乞食になり、盗賊になり、浮浪人になった」
・15c末と16c全体をつうじて西ヨーロッパ全体で血の立法が行われた。

○S.762-765 イギリスにおける血の立法

- ・イギリスではヘンリ7世の治下で始まった。
- ・ヘンリ8世、1530年。

「老齢で労働能力のない乞食は乞食免許を与えられる」「強健な浮浪人にはむち打ちと拘禁とが与えられる」

- ・エドワード6世、1547年。

労働を拒むものは、それを告発したものの奴隷にならなければならない。

主人は奴隷を、動産・家畜と同様に、売ることも賃貸することもできる。

「教区奴隷」は、イギリスでは19世紀になっても「回り歩く人」の名で保存されていた。

- ・エリザベス、1572年。
- ・ジェームズ1世。

放浪して乞食をする者は浮浪者の宣告を受け、治安判事によってむち打ちないし投獄。

- ・以上の規定は18c初期まで有効だったが、アン女王の治世下で廃止される。

○S.765 他国における血の立法

- ・17c中頃のバリには「浮浪人国」が設けられていた。
- ・ルイ16世時代、職業についていない男はガリー船におくられた。

■S.765-768 賃労働に関する立法

- ・資本主義的生産の歴史的生成期には、労働者を「生産の自然法則」に任せることはできなかった。
- ・ブルジョアジーは「利殖に好都合な枠の中に労賃を押し込んでおくために、労働日を延長して労働者自身を正常な従属度に維持するために、国家権力を必要とし、利用する」
「これこそは、いわゆる本源的蓄積の一つの本質的な契機なのである」

- ・14c 後半に発生した賃金労働者階級は、当時もその次の世紀もわずかであり、農村の独立農民経営と都市の同職組合組織とによってその地位を保護されていた。

これは古い時代の賃金階級について述べている = 2a 意味

OS.766-768 イギリス・フランスにおける賃労働に関する立法

- ・イギリスでは、1349年のエドワード3世の労働者方から始まる。
フランスでは1350年の勅令がこれに対応する。
- ・都市、農村、出来高仕事、日ぎめ仕事についても法定賃金率が確定された。
法定より高い賃金を受け取ることは、それを支払うことよりも重く処罰される。) 時代がたつとトーンになる。
- ・労働者の団結は、14c から1825年まで重罪として取り扱われた。
- ・労賃の最高限は国家によって規定されるが最低限は規定されないことからみても、これらの法律の精神は明らかである。
- ・16c には、労働者の状態は非常に悪くなっていたが、賃金押し下げのための諸法律は存続した。
- ・「本来のマニファクチュア時代には、資本主義的生産様式は、労賃の法的規制を実行不可能なものにし不要なものにすることができるだけの十分な強さに達していた」が、法律は維持された。
- ・1813年に、賃金規制に関する諸法律は廃止された。
- ・1825年、団結禁止法の廃止。1871年、労働組合法が制定されるが、同日の「刑法改正法」は事実上、以前の形を再現するものであった。
- ・フランスでは1791年、団結権が労働者からブルジョアジーに取り上げられた。

■論点

Blutzgesetzgebung

- 「血の立法」とは、この節で取り上げられた諸立法を指しているのか。それとも、「浮浪にたいする血の立法」のこののみを指しているのか。 (16c 半の 371 8 10 a 10 q.)
- 「無保護なプロレタリアートは、それが生み出されたのと同じ速さでは、新たに起きてくるマニファクチュアによって吸収されることができなかった」
⇒ 「彼らは群をなして乞食になり、盗賊になり、浮浪人になった」
⇒ 困り込みによって追い払われた人々はどこに行ったと考えられるか。
- この節にあるような諸立法は、原理的にはどのように扱えばよいのか。

○ 767-8. 江原 引用は從價金 89に. 77 < 内容は高賃金規制 (= 18, 21) ... ?

○ 本来的マニファクチュアの時代

eigentlichen
par excellence
2
proprement dite.
最善の表現

16c 半 1760
1550 /

- ① この時代の法令の裏付けは?
- ② 本来的苦役の内部
1の時代